

愛宕小学校いじめ防止基本方針

平成27年1月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、教職員には、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要です。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組んでいきます。

◎教職員は、いじめをなくすために鋭い人権感覚を持って取り組みます。

- いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に取り組みます。

◎児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。

- 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

◎いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

- 全ての児童が相手を思いやり、自他の命を尊重する心を持ち、互いの個性や人権を尊重する共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

2 「いじめ」とは

(1) 「いじめ」の定義の解釈

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

[いじめ防止対策推進法第2条]

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

このことは、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策防止連絡会議の委員等、複数の教職員によって行います。

(2) 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大

な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(3) いじめのとりえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

3 学校でのいじめ防止等のための組織

いじめ防止対策推進法第22条により、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、いじめ防止等に関する措置を行う中核となる組織として「愛宕小いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

(1) 組織構成

【教職員】 校長 教頭 生徒指導担当教諭 人権教育担当教諭
教育相談担当教諭 養護教諭 (必要に応じて、学級担任、
校内研修担当教諭、特別支援教育コーディネーターも入る)

【教職員以外】 スクールカウンセラー 学校運営協議会委員長
PTA会長 その他、学校長が必要と認める者

(2) 会議の開催

年2回の開催を行う。

ただし、必要に応じて会議をもつことができる。

(3) 会議の内容

- ・学校基本方針に規定する取組の実施や検証、修正等。
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等。
- ・いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等。

- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査。

4 学校でのいじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止に向けて

① 学校経営における位置づけ

- ・道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童の社会性，規範意識，思いやり等の豊かな心や，仲間とのコミュニケーション能力，思考力，判断力，表現力などを育み，生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ・特別活動を通じて，自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに，よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。
- ・教職員相互が児童の様子について，気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育所園と小学校，小学校と中学校との連携を図り，途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・学校支援ボランティアの活用を促進し，地域の協力を得た体験学習などを通じて，児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

② 教職員等を対象とした取組

- ・担任等，教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め，人権感覚を高めるため，計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付けます。
- ・日頃から，児童と積極的に向き合い，日々の生活ノートや定期的なアンケート調査に加え，教育相談の実施等により，児童が示す変化や危険信号を見逃さず，児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

③ 児童を対象とした取組

- ・人権フォーラムなど，人権について学んだり，話し合ったりする場を設定し，いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ・児童が，ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加，活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・児童会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど，児童が主体的な担い手となる取組を推進します。
- ・児童のインターネット上のいじめの防止については，携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め，インターネットを利用するためのスキルを向上し，情報モラル教育を推進します。

(2) いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて

① 早期発見に向けた取組

- ・いじめを許さない学校づくり，学級づくりを進めるとともに，児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう，日頃から児童理解に努めるとともに児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け，教職員間での情報共有を図り，いじめを見過ごさず，積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめについてのアンケートを実施した際は，実施した日にアンケート内容を確認するなど，児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には，児童及び保護者から，積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

② 初期対応での取組

- ・児童本人やその友人，保護者などからいじめについての相談を受けた場合は，受けた児童の立場に立って，丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら，必要な措置を講じます。
- ・いじめを行った児童にいじめの認識がない等，いじめを受けた児童との間で見解が違う場合は，複数の教職員での聞き取りを基本とし，周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・教職員は，いじめの相談は，勇気を持って行われたものと認識し，相談内容については，守秘義務を心得，個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

③ 児童への指導や支援

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせたり，止めたりした児童を全教職員が一体となって守り通します。
- ・いじめたとされる児童に対しては，人権尊重の視点に立ち，いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに，いじめの背景にも目を向け，必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら，当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ・いじめの問題の背景には，児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから，表面的な問題だけを把握することに留まらず，児童を多面的にとらえ，問題の解決を図るよう努めます。

④ 組織的な対応

- ・いじめへの対応は，特定の教職員で抱え込まず，その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し，全教職員で共有するとともに組織的な対応を行いません。
- ・いじめの問題には，基本的に次の対応方針で臨みます。

「情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認

→ 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡

→ 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」

- ・いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。
- ・いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

⑤ 学校でのいじめの相談

学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。

さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、愛宕小いじめ防止対策連絡会議を速やかに招集し、今後の対策について検討します。そ

の際には、いじめられた児童、保護者の事情や心情を最優先に考え、市教育委員会等と連携しながら取り組みを進めます。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。調査に当たり、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

③児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、学校は、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

6 その他

(1) 学校がいじめを認知した時の組織体制・対応の流れ

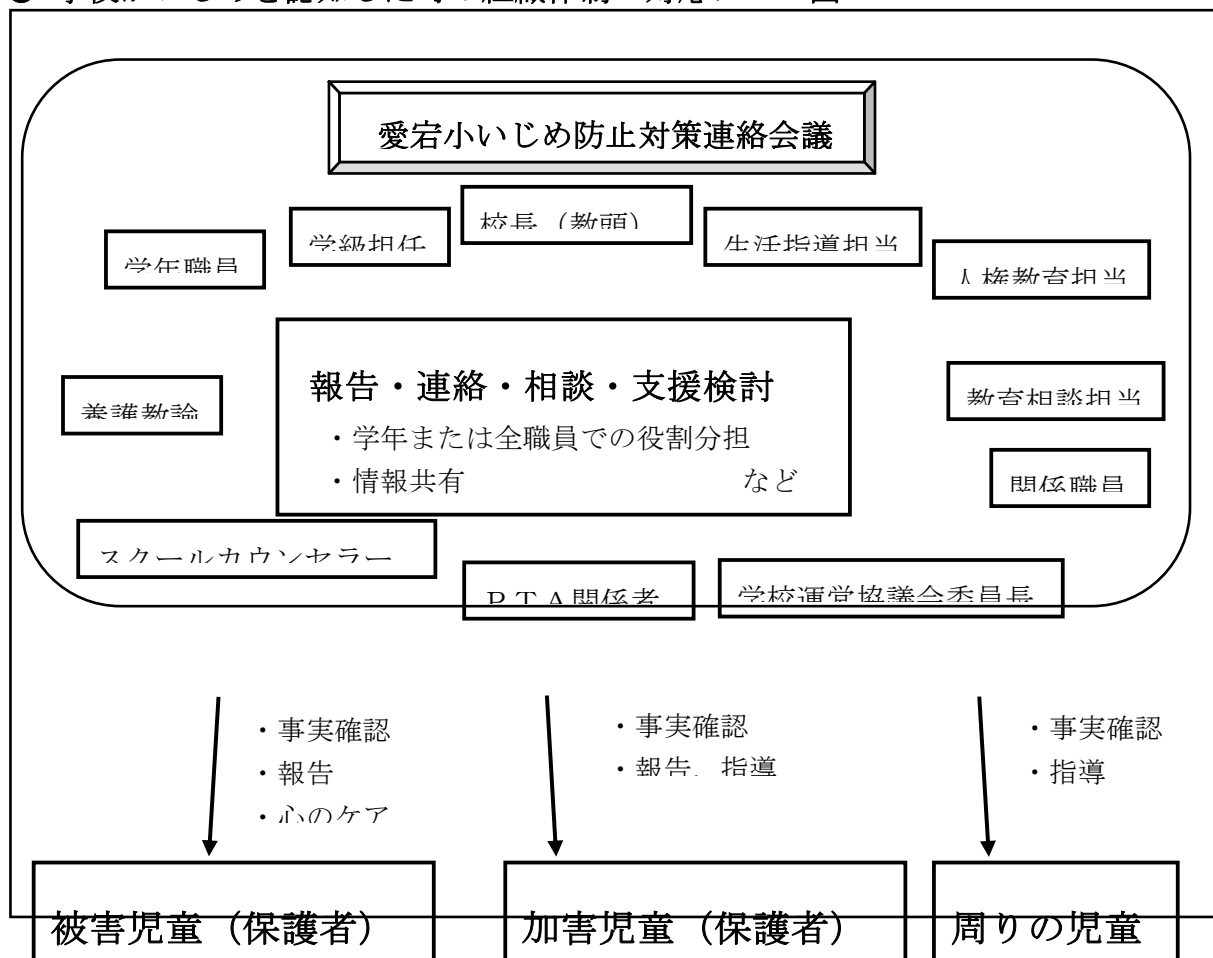
【初期対応】

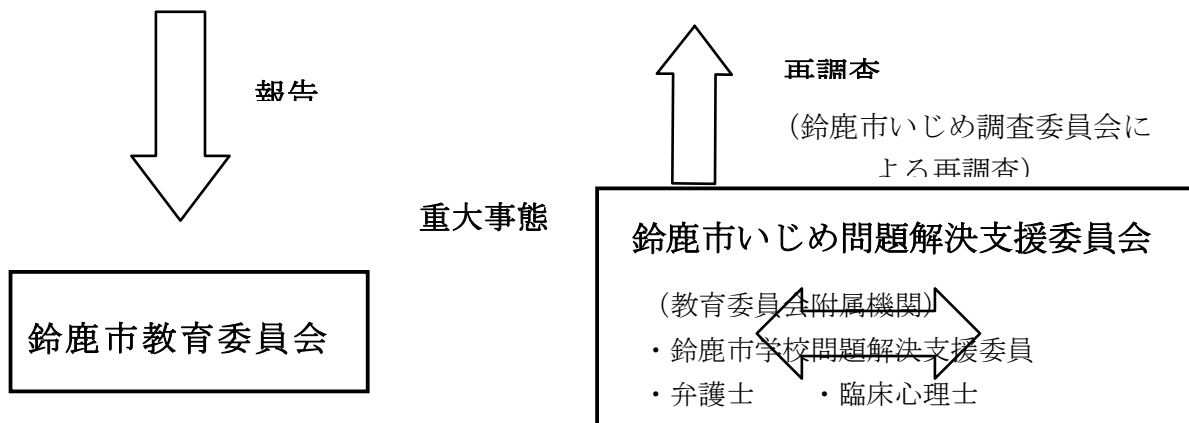
- ① 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- ② 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
- ③ 被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ④ 被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼

【中・長期的な対応】

- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用も），報告及び情報交換の実施
- 児童が気軽に相談できる機会の設定，窓口づくり（休み時間の有効活用，カウンセラー等の活用も）
- いじめを許さない学校，学年，学級の風土づくり（児童会活動や学級活動の工夫）

● 学校がいじめを認知した時の組織体制・対応フロー図





(2) いじめ早期発見チェックシート

◎教師用

●シートを活用して、早期発見・早期対応に努めましょう。

観点	子どもの様子
身体	<input type="checkbox"/> 顔や体に傷やあざができています。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴える・保健室やトイレに行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがるらない。 <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。 <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない・うつむいている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）。 <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない・授業に遅れる。 <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う・成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぽつんとひとりである場面が多い。 <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる。 <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある。 <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される。 <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる。

	<input type="checkbox"/> 席を離される・席替えや集団行動で避けられる。 <input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どものに不利な役ばかりが回る。 <input type="checkbox"/> ひとりであることが多い。 <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。 <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れていたりしている。 <input type="checkbox"/> ボタンが取れている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている。

◎保護者用

●毎日の生活の中で、私たち大人が子どもたちの小さな変化に早く気づくことが大切です。

観点	子どもの様子
行動	<input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」、「転校したい」、「部活動を辞めたい」などこぼす。 <input type="checkbox"/> 友だち関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 <input type="checkbox"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。 <input type="checkbox"/> 「自分はだめだ」、「死にたい」など話すことがある。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
身体	<input type="checkbox"/> あざやかすり傷がある（聞くと「転んだ」などと説明する等）。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。 <input type="checkbox"/> 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物などを持ち歩くようになった。
服装	<input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）。
その他	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが、出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する・不安な顔をする。

●いじめている側にも変化があります。

行動	<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ。 <input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる。 <input type="checkbox"/> 時間にルーズになる。
持ち物	<input type="checkbox"/> ふだん持っていない物を持っている。
その他	<input type="checkbox"/> 友だちを中傷する言動が目立つ。